

修学資金手続きの流れ

●申請～修学資金交付

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会
～6月	養成施設にて配布する 貸付申請書 を記入のうえ <u>養成施設へ提出</u> 。 ※保証人・生計を一にする家族（所得のある方）の 所得証明 を添付すること。 養成施設入学時に45歳以上で、離職後2年以内の方は 離職証明書 等（様式の定めなし）も提出すること。	
7月		審査・貸付決定 決定通知書・書類（借用証書・貸付の手引き等）送付
7月	借用証書・振込口座届出書 を記入の上、借受者・保証人の 印鑑証明書 を添えて、 <u>栃木県社会福祉協議会へ提出</u> 。 ※借用証書に 収入印紙 を貼付すること。	
		修学資金交付（初回）

※ 日程はあくまで目安です。

○初回分については、貸付決定が7月頃になるので、借用証書が提出され次第、順次交付します。（貸付期間は4月にさかのぼります）

○入学準備金は初回に交付します。

●進級時

時期	申請者	栃木県社会福祉協議会
3月中旬	在学証明書提出 <u>[養成施設へ提出]</u>	
4月		修学資金交付（上期分）

○修学資金の振り込みは4～9月（上期）分を4月に、10～3月（下期）分を9月に分割して交付します。

○就職準備金は最終回に交付します。